

(目的)

第1条 この条例は、ラブホテルの建築に対し、必要な規制を行うことにより、市民の良好な生活環境及び教育環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホテル等 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業のための施設をいう。
- (2) ラブホテル 専ら異性を同伴する客に休憩又は宿泊させるホテル等で、次に掲げるもののいずれかに該当するものをいう。
 - ア 規則で定める基準を満たす会議室、集会室、大広間、宴会場等各種の集会の用に供する施設、帳場、フロント等受付及び応接の用に供する施設又は玄関を有しないもの
 - イ ロビー、食堂等の共用施設付近に設けられた規則で定める基準を満たす男女別の便所及び洗面所を有しないもの
 - ウ 食堂、レストラン、喫茶室等客の飲食の用に供する施設（調理室を含む。）及びロビー、応接室、談話室等客が自由に利用できる施設の使用上有効な床面積が、規則で定める数値に達しないもの
 - エ 客が他の者と対面せず客室に出入りできる規則で定める構造を有するもの
 - オ 帳場、フロント等受付及び応接の用に供する施設が、当該施設内における従業員と客とが開放的に対面できない規則で定める構造を有するもの
 - カ 専ら性的好奇心をそそるために設けられた規則で定める設備を有するもの
 - キ ホテル等の形態、意匠及び屋外照明が総合的にみて、周辺地域における生活環境及び教育環境と調和しないもの
- (3) 建築 建築物の新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、模様替又は用途変更をいう。

(届出)

第3条 市内においてホテル等の建築をしようとする者は、次の各号に掲げる行為のうち、最初の行為をしようとする日の60日前までに市長にその旨を届け出なければならない。

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条又は第5条の規定による農地転用の許可の申請又は届出
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第53条第1項の規定による建築の許可の申請
- (3) 都市計画法第29条の規定による開発行為の許可の申請
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による建築確認の申請

(決定等)

第3条の2 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該建築物が第2条第2号に規定するラブホテルに該当するか否かについて、第8条に規定する市川市ホテル等審議会に対し速やかに諮問するものとする。

2 市長は、前項の市川市ホテル等審議会の答申に基づき、当該建築物がラブホテルに該当するか否か

を決定し、その旨を届出者に通知するものとする。

(事前公開)

第3条の3 ホテル等を建築しようとする者は、第3条の規定による届出をしたときは、直ちに当該計画の内容を表示する公開板を当該敷地に設置し、その旨を市長に報告しなければならない。

2 市長は、当該ホテル等の建築にかかわる利害関係人から閲覧の請求があった場合は、第3条の規定による届出の際、提出された図書のうち付近見取図、配置図、平面図その他規則で定める図書を閲覧させることができる。

(規制区域)

第4条 次の各号に掲げる区域（以下「規制区域」という。）においては、ラブホテルを建築してはならない。

- (1) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
- (2) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区
- (3) 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び準工業地域内において建築物の敷地間の距離がおおむね50メートル以内で50戸以上の建築物が連たんしている地域からおおむね200メートル以内の区域
- (4) 次に掲げる施設からおおむね200メートル以内の区域
 - ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
 - ウ 児童福祉法第12条の4の規定により児童相談所に設置される一時保護施設
 - エ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所
 - オ 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5章に規定する公民館
 - カ 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館
 - キ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及びこれに類する施設
 - ク 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園
 - ケ 青少年施設、青少年教育施設、青年館、スポーツ施設等であつて、市長が当該施設の清純な施設環境を保持することが特に必要と認めて規則で定めたもの

(中止命令)

第5条 市長は、前条の規定に違反し規制区域においてラブホテルを建築しようとする者に対し、建築の中止を命ずることができる。

(指導、勧告)

第6条 市長は、規制区域以外の区域においてラブホテルを建築しようとする者に対し、当該ラブホテルの建築について必要な指導、勧告を行うことができる。

(立入調査)

第7条 市長は、ラブホテルの建築に対し、前2条の規定による中止命令又は指導、勧告を行おうとするときは、当該職員に当該建築物、建築物の敷地又は建築工事に立ち入らせ必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により、立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(審議会の設置)

第8条 第3条の2第1項に規定する市長の諮問に応じ必要な事項を調査審議するとともに市長に対し建議するため市川市ホテル等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（審議会の組織）

第9条 審議会は、非常勤の委員13名をもって組織し、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第11条 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第12条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第13条 審議会は、必要があると認めるときは、当該ホテル等の建築にかかわる利害関係人の出席を求め、その意見を聞き、若しくは説明を求め、又は必要な資料を提出させることができる。

（審議会の事務）

第14条 審議会の事務は、街づくり部においてこれを処理する。

（報酬及び費用弁償）

第15条 市は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第26号）の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は規則で定める。

（罰則）

第17条 第5条の規定による市長の中止命令に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30,000円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第18条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

附 則（抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前においてホテル等を建築しようとする者が、都市計画法第29条に規定する開発行為の許可の申請書（同法第32条の規定に基づく同意申請のための書類を含む。）又は建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書を既に提出していた場合は、この条例は適用しない。

附 則（昭和60年3月28日条例第1号抄）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月27日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前においてホテル等を建築しようとする者が、都市計画法第29条に規定する開発行為の許可の申請書（同法第32条の規定に基づく同意申請のための書類を含む。）又は建築基準法第6条第1項に規定する確認申請書を既に提出している場合は、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の市川市ラブホテルの建築規制に関する条例第9条の規定に基づき新たに委嘱される委員の最初の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、昭和62年11月7日までとする。

附 則（昭和61年6月25日条例第23号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月25日条例第28号）

この条例は、昭和61年6月27日から施行する。

附 則（昭和63年9月27日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前においてホテル等を建築しようとする者が、都市計画法第29条に規定する開発行為の許可の申請書又は建築基準法第6条第1項に規定する建築確認の申請書を既に提出している場合は、なお従前の例による。

附 則（平成5年3月26日条例第12号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月29日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第16号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月24日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(届出期間内に届出できない者等に係る届出の期間の特例)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の市川市ラブホテルの建築規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条の最初の行為として建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の2第1項の規定による建築確認の申請をしようとする者が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、改正後の条例第3条の規定にかかわらず、この条例の施行の日の翌日から30日以内に同条の規定による届出をしなければならない。

(1) この条例の施行の日の翌日からその者が当該申請をしようとする日までの期間が60日に満たない場合

(2) この条例の施行の日の翌日から30日を経過する日までの間に改正後の条例第3条の規定による届出をしなければならない場合

附 則（平成12年3月22日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日条例第1号）

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日条例第10号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第4条第3号に規定する規制区域において行うラブホテルの建築については、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）附則第6条第1項の規定により同法第1条の規定による改正前の都市計画法第43条第1項第6号の規定がなおその効力を有することとされる間は、改正前の第4条第3号の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成18年3月24日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日条例第3号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月27日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

(令和7年3月21日条例第4号抄)

(罰則の適用等に関する経過措置)

第13条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、な

お効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

第14条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（経過措置の規則への委任）

第19条 この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（令和7年3月21日条例第4号）

この条例は、刑法等一部改正法の施行の日から施行する。